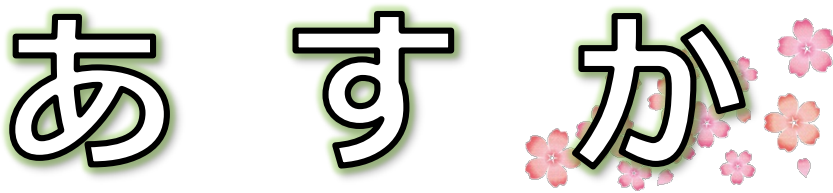


東京都行政書士会北支部広報



第31号

2016年 2月 1日発行

発行人 溝口庸一

編集人 山本 恵美子

北区赤羽西1-5-1-606

電話 03-5963-7437

FAX 03-5963-7430

新年のご挨拶



支部長 溝口庸一

新年おめでとうございます。行政、区議会、他士業者各位には、日頃より当支部の活動にご指導ご鞭撻を賜り誠にありがとうございます。

また支部会員各位には、支部活動にご理解とご協力を頂き感謝申し上げます。

さて私たちは9年前に「“そうだ行政書士に相談しよう”という気運を区内標準にする」という目標を掲げ活動指針としてまいりました。お陰様で北区の後援を得て区役所第一庁舎ロビーをお借りして隔月に開催している無料相談会は毎回大変なご好評を

いただいております。更に地域住民の方々から“街の法律家”として身近な良き相談相手として地域に密着した存在となるためには、“待ちの法律家”ではなく地域に出向いてゆく“待ちわびられる法律家”になりたいと思います。

本年は行政書士法制定65周年記念の年に当たります。数多くの先輩行政書士の大変なご苦労ご努力のおかげで現在の私たちの地位が築き上げられてきました。そのご苦労とご努力に対して敬意を払い今までの歴史に思いを馳せ、支部会員各位には区民の皆様の方々の力となるよう、なお一層の活躍を期待いたします。



北区長 花川與惣太

謹んで新年のお慶びを申し上げます。

溝口支部長様をはじめ東京都行政書士会北支部の皆様には、区政推進に一方ならぬご理解・ご協力を賜り、また、区民の方々の暮らしを守るために多大なるご尽力をいただきまして、厚くお礼申し上げます。

北区では、昨年末、区の現状と将来の展望を提示した「北区人口ビジョン(案)」を策定し、これを基礎としながら、今後5か年の目標や施策の基本的方向、具体的な施策をまとめた「北区版総合戦略(案)」を策定し、公表しました。

これらでは、①女性・若者・高齢者をはじめ、だれもが輝くまちづくり、②人と人がつながるきずなのあるまちづくり、③北区の魅力や新たな価値を創出するまちづくりの目指すべき将来に向けた3つの視点で、生まれ・育ち・住んでよかったと思える「ふるさと北区」を実現し、首都東京の自治体とし

て「30万都市・北区」を未来につないでいくことを目的としています。

また、合わせて、「北区シティプロモーション方針(案)」を策定・公表し、北区として特に伝えたい訴えかけたいメッセージ性のある言葉であるブランドメッセージ「住めば、北区東京。」を設定・活用し、区民の地域への誇りと愛着、子育てファミリー層や若年層の定住化促進の取組みを進めます。

これからも、職員と一丸となり、北区の将来像である、「ともにづくり未来につなぐ」ときめきのまち 人と水とみどりの美しいふるさと北区」の実現に向け、全力で取り組んでまいります。そして、「北区に生まれて良かった。」「北区に住んで良かった。」という実感と誇りをだれもが感じられ、未来へつないでいく。このことを目指し、更なる区政の発展に努めてまいります。

行政書士の先生方におかれましては、今後とも、ご指導・ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げますとともに、皆様の更なるご発展とご活躍を心よりご祈念申し上げます。

2月22日は行政書士記念日です



日本行政書士会連合会 マスコットキャラクター ユキマサくん

今年は、昭和26年2月22日に行政書士法が公布され、行政書士という資格が誕生してから、65周年となります。

全国の行政書士の統括組織である日本行政書士会連合会では、2月22日が猫の日（ニャンニャンニャンの語呂合わせ）であることにちなみ、ユキマサくんという猫のマスコットキャラクターを採用し、身近な街の法律家・行政書士のPRをしています。

日本行政書士会連合会ホームページにて、ユキマサくんが行政書士の仕事内容を分かりやすく解説する「解決★ユキマサくん！」も絶賛公開中です。アドレス：yukimasakun.jp

## 特集 特定行政書士誕生!!

平成26年6月27日に交付され、同年12月27日に施行された改正行政書士法により、特定行政書士制度が創設されました。昨年末には日本行政書士会連合会が実施する法定研修を修了した特定行政書士（全国2,428名）が誕生しました。今年、いよいよ制度運用元年となりますが、特定行政書士とはどのような資格なのか、東京都行政書士会の常任豊会長にお話を伺いました。



**広報部(以下「広」):**  
明けておめでとうござ  
います。

常任会長(以下「常」):  
明けておめでとうござ  
います。今年もよろしくお  
願ひいたします。

**広: 我々、行政書士業界の近年の大きなトピックとして「特定行政書士誕生」がありますが、まだまだ一般市民の皆様には認知されていない制度だと思います。特定行政書士制度の概要について教えていただけますでしょうか。**

常: 特定行政書士とは何かというと、「**行政不服審査の申立代理権が付与された資格**」です。行政不服審査(※下記注釈を参照)というのは、「行政機関の中で行なう裁判に準じた手続き」いわば「準司法」とも言える手続きなんです。これまで行政書士が扱うことのできなかった争訟性(争い)のある分野に初めて参入することができたということで、法律隣接職としての地位を確固たるものにする、大きな一歩を踏み出したといえると思います。「行政不服審査の申立代理権獲得」については、行政書士会としても長年の悲願であり、政治運動をして、各党各会派の協力を得て法改正が実現し、特定行政書士制度が誕生したという経緯があります。

昨年12月4日には、日本行政書士会連合会による法定研修を実施し、考査に合格した「特定行政書士」が全国で2,428名、東京会では424名誕生しました。北支部では17名が合格しましたが、支部会員数あたりの受講者数の率は東京会33支部中、ナンバーワンでした。そういった意味で北支部のメンバーは大変意欲的に活動していただいていると思います。

**広: 特定行政書士が国民の皆様にご提供できるメリットとして、どのようなものがあるのでしょうか?**

常: 我々、行政書士は事前的措置・予防法務(トラブルを未然に防ぐこと)の専門家です。許認可を取ること行政の予防機能といえますが、そのために、ど

うすればいいのかということは、既にできているわけですが、**事後的救済までできるようになった**ということがポイントですね。ただ、ちょっと制限がついているのは、「行政書士が申請したもの」についての行政不服審査だけが対象で、「一般の方が申請したもの」については、今のところ対象外なんです。ただ、行政書士が自分自身で申請したものだけでなく、他の行政書士が申請したものでオッケーということなので例えば、「許可申請をして不許可処分になったけど、それに納得ができない」という場合に、行政不服審査ができると。今までは泣き寝入りというか、お役所相手に文句を言いづらかったりしたんですが、そういうときに納得できなければ「特定行政書士が対応できます」ということになりました。そもそもは、行政書士が申請に関与したら、不許可にならないようにしなければいけないというのは大前提なんです。事後的救済までできるということであれば役所も多少は構えるでしょうし、こちらとしては、「伝家の宝刀」を抜けるわけじゃないですか。そういう意味では効率的に物事を進められるという効果はあるかもしれないですね。

それから、総務省から日本行政書士会連合会に、「**地方公共団体に設置される第三者機関の委員や、審査庁において審理手続きを行う審理員の候補者として、会員の情報提供をしてもらいたい**」という照会が来ています。東京会としては、特定行政書士になった者かつ、10年以上の業歴があり、本人が了解した者を候補者として情報提供するというにしています。審理員というのは、裁判官に準じたようなもので、行政不服審査の手続きにおいて「ジャッジをする人」です。特定行政書士の研修では「争う側(不服を申立てる側)のためにどのような知識・スキルが必要か」ということを習得するのですが、それは争う側の立場で代理ができるということだけじゃなくて、裏を返せばジャッジをする立場にも援用できますよね。弁護士も裁判官も、裁判のルールを学んで、そのルールに基づいて戦ったり、ジャッジをするわけですから、行政不服審査についてもこれと同じで、代理人になる勉強をしたのなら、ジャッジをする側のことも分かるだろうと。特定行政書士が、裁判官・裁判所のような分野にも参入できる可能性があるというのは大きな一歩ではないでしょうか。

**広: “第一期生”となる特定行政書士に期待すること市民の皆様へのメッセージがあれば教えてください。**

常: まだ未知の分野なので、私自身もどんな仕事の  
(次ページに続く)

### 行政不服審査とは

行政不服審査法という法律に基づいた手続きのことで、(1)行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為(許認可の取消し等)に関し不服がある場合(2)行政庁の不作为(法令に基づく申請に対し、相当の期間内になんらかの処分その他公権力の行使に当たる行為をすべきにもかかわらず、これをしないこと)に不服がある場合にできる、異議申立て、審査請求等の手続きのことで、

### 例えばこんなときに…

建設業の許可申請をおこなったところ、経営業務の管理責任者としての経験年数が、許可要件を満たしていないこと、経営業務の管理責任者の常勤性に疑義があることを理由に許可されなかった。経営業務管理責任者としての経験年数や常勤性の考え方についての基準が明確には示されておらず、不許可処分には納得がいかない。





可能性があるのか分からない部分もありますが、間違いなく権限は大きくなり地位は上がったと思います。争いを助長するつもりはありませんが、第一期生の皆さんには、不適切な事案と思われるものがあれば、積極的に相談を受け入れて、行政不服審査の実績を作ってもらいたいと思います。審理員になった場合は、適切な、公正な立場でジャッジができるようにしてもらいたいと思います。

市民の皆様には、従来からの事前的措置に加え、事後的救済まで、私たちがトータルで責任をもって対応することができるようになりましたので行政手続きについて、安心してお任せいただければと思います。(了)



インタビュー直前の会長室にて 会議、事務局員との打合せなど会長業務は多忙です

## 長寿支部会員が表彰を受けました



常任会長から記念の賞状を受取る池畑相談役

平成28年1月15日(金)新宿の京王プラザホテルで開催された「東京都行政書士会平成28年新年賀詞交歓会」において、記念品贈呈式、都知事感謝状授与式が行われ、北支部の**池畑福榮相談役**が長寿者の表彰(白寿・99歳)を、**島岡清美相談役**が長寿者(傘寿・80歳)及び永年業務功労者(入会歴40年)の表彰を受けました。また、**前田浩利相談役**に都知事感謝状が贈られました。

池畑相談役は東京都行政書士会の現役最年長会員で、白寿のお祝いされるのも、史上2人目とのことでした。

池畑相談役は、常住豊会長から賞状と記念品が贈られたのち、受賞者を代表して謝辞を述べ、会場は温かな拍手に包まれました。



北支部相談役  
池畑 福榮

常任会長はじめ役員、支部長、多数の会員の皆様ご臨席のもと、私どものため、かくも盛大な式典を催していただき、誠にありがとうございます。心温まるお祝いの言葉、記念品をご恵与賜り、身に余る光栄と存じ、心から感謝申し上げる次第です。

この度の受賞を機に、都民国民と行政のパイプ役として、社会の繁栄進歩に貢献す

べく、ますます精進努力して参りたいと思います。また、行政書士として更に人格を磨き、公正誠実に都民国民の期待と信頼にお応えし、行政書士会発展のため尽力いたす所存でございますので、会員及び関係各位の変わらぬご指導ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。本日は誠にありがとうございました。



北支部相談役  
島岡 清美

私は10才のとき(昭和20年)東京大空襲に遭い、北海道函館に疎開し、9年後に上京したわけですが、食糧難などを乗り越え、お陰様で病気一つせず今日まで過ごしてまいりました。

私が健康に留意し始めたのは60代半ばで、まず「たばこ」を止め、毎朝のウォーキング(目標7000歩)、アルコールの適量化、野菜中心の食事を心掛けてまいりま

した。精神的にも人とのコミュニケーションを大事に「何事にも誠意を持って接すること」をモットーに生きてきました。ただひたすら、「健康長寿」に感謝するばかりです。この度、東京会より「傘寿のお祝い」と合わせて「永年業務功労者賞」を賜り、心から感謝申し上げます。



北支部相談役  
前田 浩利

この度は、都知事感謝状をいただくこととなり、誠にありがとうございます。

私は30年以上行政書士として活動してきましたが、その間、処分等を受けることもなく、また、東京会の理事、研修センター所長、政治連盟の副幹事長という役職を務めてきて、今回の表彰はそれのご褒美と思っております。

これからも、皆さんのお役に立てるような活動をしていきたいと思っております。

※都知事感謝状は、東京都行政書士会の運営に永年携わり、会員の指導と会の発展に尽力し、これによって、東京都の事業の遂行に協力し、顕著な功績をあげた会員に贈られます。



## 平成28年新年賀詞交歓会を開催しました

平成28年1月14日（木）午後6時30分より北区の複合文化施設・北とびあ15階ペガサスホールにて、東京都行政書士会北支部・東京行政書士政治連盟北支部主催、新年賀詞交歓会を開催しました。本年の北支部の活動には欠かせないご来賓の皆様をお招きし、本会は大いに盛り上がりを見せました。新春を感じさせる琴の演奏から会が幕開けし、ご

来賓の皆様からお言葉を頂き、新入・転入の会員の紹介があり、北区の名品紹介のコーナーでは、卵焼きで有名な「扇屋」のご紹介があり、福引まで行われて、大変盛り沢山の会となりました。今年も、皆様にとって良き一年になりますよう、お祈り申し上げます。



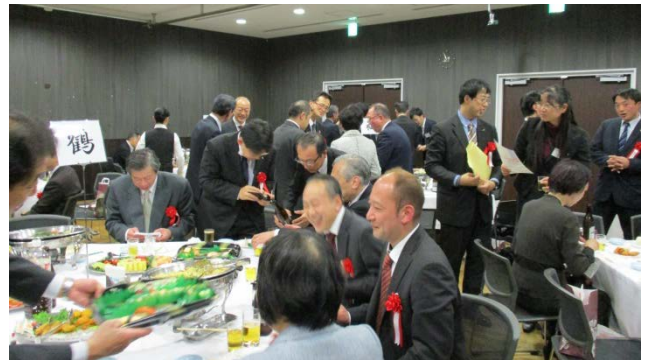
溝口庸一北支部支部長(左)と徳山義行東京行政書士政治連盟北支部支部長による主催者挨拶 力強い言葉で本年の抱負を述べました



花川與惣太北区長、太田昭宏衆議院議員、池内さおり衆議院議員、田畑毅前衆議院議員、やまだ加奈子北区議会議長をはじめ、多くのご来賓の皆様のご出席を賜り、ご祝辞をいただきました



宮内一三東京都行政書士会名誉会長のご発声による乾杯から歓談へ 会場ではご来賓の皆様と支部会員の交流がおこなわれ 会場は賑やかな笑い声に包まれました



新入・転入会員のご紹介とご挨拶



参加者全員で記念撮影 今年も大盛会となりました!!



## 新年賀詞交歓会 ご来賓ご芳名

北区長	花川 與惣太様	東京司法書士会北・荒川支部副支部長	秋元 貴行様
衆議院議員	太田 昭宏様	東京土地家屋調査士会北支部副支部長	伊豆 文雄様
衆議院議員	池内 さおり様	公益社団法人東京都宅地建物取引業協会 北区支部総務委員長	飯田 一成様
前衆議院議員	田畑 毅様	北区法曹会事務局長	飯田 健司様
東京都議会議員	高木 けい様	公益社団法人東京都不動産鑑定士協会 理事・相談事業委員会委員長	古田 雅一様
東京都議会議員	大松 あきら様	公益社団法人全日本不動産協会 東京都本部城北支部支部長	目黒 歳章様
前東京都議会議員	原田 大様	東京都行政書士会会長	常住 豊様
北区議会議長	やまだ 加奈子様	東京都行政書士会名誉会長	宮内 一三様
北区議会自由民主党議員団幹事長	渡辺 かつひろ様	東京都行政書士会名誉会長	中西 豊様
北区議会公明党議員団幹事長	稲垣 浩様	東京都行政書士会副会長	太田 明賢様
北区議会日本共産党北区議員団	福島 宏紀様	東京行政書士政治連盟副会長	細井 紗千子様
北区議会民主区民クラブ副幹事長	花見 隆様	東京都行政書士会支部長会副議長	菅原 次郎様
北区議会議員	戸枝 大幸様	東京都行政書士会厚生部部長	菊池 一豊様
北区議会議員	佐藤 ありつね様	東京都行政書士会 新会館取得推進委員会委員長	田尻 鉄矢様
北区議会議員(北支部会員)	吉岡 慶太様	成年後見支援センターヒルフェ副理事長	倉田 直也様
北区教育長	清正 浩靖様	東京都行政書士会台東支部支部長	伊藤 浩様
北区立小学校校長会会長	稲垣 光浩様	東京行政書士政治連盟台東支部支部長	渡邊 淳子様
田端小学校校長	吉原 健様	東京都行政書士会文京支部支部長	宮本 重則様
北区立中学校校長会副会長	木村 良平様	東京行政書士政治連盟文京支部支部長	石井 伸幸様
滝野川紅葉中学校校長	藤井 和彦様	東京都行政書士会荒川支部支部長	荒牧 一彦様
北区立小学校校長会顧問	仲宗根 一郎様	東京行政書士政治連盟荒川支部支部長	岩片 信幸様
北区立桐ヶ丘郷小学校校長	久我 泰博様	東京都行政書士会足立支部副支部長	安井 逸郎様
北区立特別養護老人ホーム桐ヶ丘やまぶき荘 施設長	大田 文保様	株式会社日本政策金融公庫上野支店支店長	渡邊 正博様
王子公証役場公証人	小畑 眞史様	株式会社日本政策金融公庫板橋支店支店長	成塚 健治様
王子公証役場公証人	堂ノ本 眞様	城北信用金庫営業推進部審査役	川西 輝明様
赤羽公証役場公証人	高木 容子様	(有)Kブランニング(きたシティ制作室)	桐生 靖子様
前王子公証役場公証人・弁護士	阿藤 通明様	有限会社扇栄 王子扇屋	早船 武利様
前赤羽公証役場公証人・弁護士			
東京税理士会王子支部副支部長(北支部会員)			
東京都社会保険労務士会北支部支部長			



### 地域の警察と協力して暴力団排除を

平成27年12月4日(金)王子の北とぴあ901会議室にて、東京都行政書士会北支部主催・暴力団等排除対策委員会特別研修会を実施しました。

私たち行政書士は、多くの方と出会い、多くの契約行為に関わる「一事業者」として、「暴力団を恐れない」「暴力団に金を出さない」「暴力団を利用しない」「暴力団と交際しない」といった暴対法(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律)や東京都暴力団排除条例などの法令の理念を理解しこれを順守する責務を負っております。

東京都行政書士会では、平成15年10月に「暴力団等排除対策委員会」を設置し、下部組織である北支部においても平成15年12月18日に委員会を設置しました。以来、会員向けの特別研修を実施しております。

通算13回目となった今回の研修会は、支部会員

32名のほか、北区議会の戸枝大幸区議、稲垣浩区議、花見隆区議、佐藤ありつね区議が受講されました。

研修会ではまず、北区管内の赤羽、王子、滝野川の各警察署の刑事組織犯罪対策課のご担当者から、区内における暴力団等の動静についてお話しいただき、その後、暴力団と関わりを持ってしまった場合どのように対処すればよいのかを、DVDを視聴しながら学びました。

私たちは普段の暮らしの中で、暴力団の存在を意識することはあまりありませんが、いつ、どのような場面で関わりをもつか分かりません。東京都行政書士会北支部では、定期的にこのような研修会を実施し、地域の警察とも連携しながら、暴力団排除の意識を高めてまいります。





## 赤羽駅前で街頭無料相談会を実施しました

平成27年10月6日(火)午前10時～午後3時 JR赤羽駅東口広場において街頭無料相談会を実施しました。

北支部では、偶数月の第一火曜日に北区役所で無料相談会を実施しておりますが、10月は行政書士広報月間ということもあり、例年、人通りが多くアクセスのよい赤羽駅前に特設会場を設置し、通常より時間を拡大して相談会を実施しています。

今年は38件のご相談をお受けすることとなりましたが、「駅前を通ったら、たまたま相談会をやっているのを知り、寄ってみた。」という方が、ご相談者の約半数に上り、赤羽駅前という好立地で開催することによって、多くの区民の皆様にご利用いただくことができました。

今年は、初の試みとして、相談を終えた来場者にアンケートを実施しました。アンケートでは、下記のとおりたいへん高評価をいただき、「身近な街の法律家」としての行政書士の認知度向上に、この度の街頭無料相談会が大きな効果を発揮したことが証明されました。

北支部では、今度も区民の皆様のお声を広く集め、より良い広報活動に活かしてまいります。

アンケート内容・結果(回答数：20件)

質問1 今回の相談は、回りごとや悩みごとの解決のお役にたちましたか？

多いに役立った…14 まあまあ役立った…5 どちらともいえない…0 あまり役立たなかった…1 全く役立たなかった…0

質問2 相談員の対応にはご満足いただけましたか？

とても満足…14 まあまあ満足…5 どちらとも

いえない…0 やや不満…1 とても不満…0

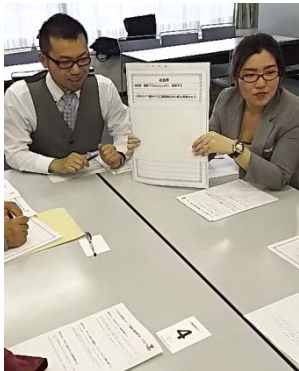
[ご意見・ご感想]

- 結論は出ませんでしたでしたが方針・道筋が出来、助かりました。娘と相談して結論を考えます。(70代女性)
- 具体的な(公的機関の)相談窓口が改めて分かった点が良かった。(40代男性)
- 相談員の対応がベリーグッド!(70代男性)
- 早速(個別の)ご相談に伺いたいと思います。ありがとうございました。(80代男性)
- チラシを頂いて、説明を受け、とても安心しました。(40代女性)
- アドバイスが参考になり良かったです。(60代男性)
- 本日、たまたま通りがけにこの相談会を知りましたが、別のところで相談しようと思っていた矢先なのでタイミングよく、しかも親切にして頂きありがたかったです。(50代女性)



毎年10月に赤羽駅東口広場で無料相談会を実施しています

## 遺言書の作成体験教室を実施しました



平成27年11月16日(月)王子の北とぴあ901会議室にて、区民無料公開講座「遺言書を作成し、無用のトラブルを防ごう」を開催しました。昨年9月にも同様の内容で講座を開催しましたが、参加者の皆様から大変ご好評をいただき、本年も開催の運びとなりました。

講座は、遺産相続の基礎知識に関する講義、遺言書の作成体験ワークショップの二部構成で行われました。

この講座の目玉は、参加者を6つの班に分け、各班に1～2名の行政書士が入って講義を行なう少人数制ワークショップです。参加者の皆様には「国民の人気アニメの登場キャラクターが、もしも遺言書

を作るとしたら」という設定で、アニメのキャラクターになりきって3種類の自筆証書遺言(手書きの遺言書)を書いていただきました。

講師を務める行政書士は、例文が記載されたパネルを示しながら、「相続させる」と「遺贈する」などの用語の使い分けや「対象の人物や財産を特定すること」など、遺言書を作成するうえで注意すべきポイントを解説していきました。

ワークショップ中は、参加者の皆様から活発に質問が飛び出し、行政書士がそれに臨機応変に答えるなど、とても賑やかな雰囲気となりました。

アンケートにおいても、「各テーブルに行政書士がついてくれたので、いろいろと質問することができて良かった。」「手書きをするのが疲れたが、体で経験できたことがとても参考になった。」などのお声があり、この度の講座が、身近な街の法律家・行政書士の存在を多くの方に知っていただく良い機会となったことを実感することができました。





# 無料相談会のお知らせ

東京都行政書士会北支部は、さまざまな場所で無料相談を実施しています。事業や暮らしの関する困りごとなど、何でもご相談ください。

## 行政書士会無料相談会

北区役所で定期的に行っている無料相談会です。  
日時：偶数月の第1火曜日 午後1時～午後4時  
※10月を除く  
場所：北区役所第1庁舎1階ロビー

## 北区役所区民相談室 行政書士相談

日時：毎月第2火曜日 午後1時～午後4時  
場所：北区役所第1庁舎3階2番  
主催者：北区広報課区民相談室  
連絡先：03-3908-1101

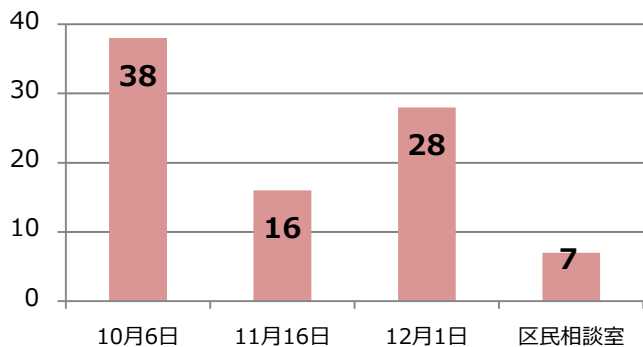
### ★ さまざまなご相談に対応いたします!! まずはお気軽にお越しください!!

[よくあるご相談事例]

- 相続に関する事
- 遺言に関する事
- 成年後見に関する事
- 離婚・家族問題
- 借地・借家等不動産に関する事
- 外国人のビザや帰化に関する事
- 近隣トラブル
- 会社設立や営業許可申請など事業に関する事
- 売買・貸借など契約に関する事

その他上記以外のことでもご相談可能です

### 無料相談会の相談件数



東京都行政書士会北支部が平成27年10月から平成28年1月までに実施した無料相談会の相談件数です

- 10月 6日：赤羽駅前街頭相談会
- 11月 16日：区民無料公開講座における相談会
- 12月 1日：北区役所での定期相談会
- 区民相談室：10月～1月分の合計

## 地域の勉強会に行政書士を無料で派遣します!!



町内会や自治会、サークルなどで、法律の専門家を呼んでセミナーや勉強会を開催したいけど、予算があまりない…

そんなときは東京都行政書士会北支部にご相談ください!!

★ 3,4人の少人数でもOK! ★ 複数の講師によるグループ指導も可能!

身近な街の法律家・行政書士を無料で派遣いたします。

相続、遺言、成年後見などの題材の他、ご希望に合わせてオーダーメイドで講義内容を作成いたします。お問合せは下記電話番号にお電話ください。

※ お打合せ、資料の準備等が必要となりますので、セミナー・勉強会開催の2ヵ月前までにご予約ください。

困ったときは  
行政書士に相談だニヤ!!



相談会・講師派遣に関するご予約・お問合せはこちらまで  
(受付時間：平日9時～17時)

東京都行政書士会北支部相談センター

☎ 03-5963-7437





# 北区をゆく 第2回 ～王子狐の行列～



王子には古くから、大晦日の夜に関東中から集まった狐が、木の下で装束を整えてから王子稲荷神社にお参りをしたという伝承があります。

“王子の狐火”という王子が育ててきた、ふるさとの歴史と文化を子どもたちに伝え、夢と誇りを持たせたい。そして「まちおこし」にも繋げたい。そんな地元有志の思いから、平成5年より始まったのが、王子狐の行列です。

「王子装束の木 大晦日の狐火」という歌川広重作の浮世絵を現代に再現して、狐が集まったとされる木の脇に祀られた社(装束稲荷)から王子稲荷神社までの道のりを、狐の面やメイクで仮装した人々が、行く年に感謝し、来る年の無事を祈りながら練り歩きます。

心の中に狐火を灯し、地域に明かりを灯し、ふるさとの温もりを伝える。未来に残していきたい王子の文化です。問合せ・参加申込み(11月頃開始)は王子狐の行列の会、☎3911-2227(菊秀洋服店)又はホームページ、<http://kitsune.tokyo-oji.jp/>の申込みフォームから。※写真提供・取材協力：王子狐の行列の会

~~~~~

## ようこそ北支部へ!!

平成27年9月から12月までに北支部に入会された新入・転入会員の皆さんをご紹介します。

| 氏名    | 入会年月日     | 事務所名称            | 事務所所在地                                              | 電話番号         |
|-------|-----------|------------------|-----------------------------------------------------|--------------|
| 林 紫乃  | H27.9.3   | 行政書士法人ガイア        | 西ヶ原3-48-4                                           | 03-3940-0831 |
| 佐野 祐介 | H27.11.1  | 佐野行政書士事務所        | 北区堀船2-19-16 <sup>ハ</sup><br>-クワ <sup>ア</sup> 王子902号 | 03-3919-5292 |
| 帆秋 啓史 | H27.11.1  | 行政書士事務所トラスト・スクエア | 北区赤羽2-21-2 2階                                       | 03-6903-8256 |
| 赤堀 洋  | H27.11.15 | 行政書士赤堀事務所        | 北区中十条2-12-1-401東京マンション                              | 03-5948-4121 |
| 土屋 明人 | H27.11.15 | 土屋行政書士事務所        | 北区赤羽1-21-3                                          | 03-3901-1153 |
| 小寺 良明 | H27.11.13 |                  | 北区滝野川7-2-10-601 SSK.BLD                             | 03-5980-9881 |
| 寺島 朋弥 | H27.12.3  | 行政書士ドリーム総合法務事務所  | 北区志茂3-38-16                                         | 03-6454-4398 |



### 林 紫乃

7月に登録、9月に転入してまいりました。信頼して仕事を任せて頂ける行政書士を目指していきたいと思っております。



### 帆秋 啓史

相続・遺言相談を中心に土地家屋調査士事務所併設の強みを生かし、不動産に関する許認可手続きを頑張りたいです。

~~~~~

## Let's Rock 'n' Roll !!



高校1年の春、入学と同時に入部した放送部で、部室に集まる先輩たちの弾き語り(時はフォークソングブーム)に憧れ、小遣いをはたいて3千円のフォークギターを手に入れました。

当時は、吉田拓郎、かぐや姫等の楽曲を弾き語りしていました。

大学入試・司法試験の失敗を経て、就職後はバブルと呼ばれた狂騒の時期を迎え、あっという間にバブル崩壊、その後の10年は勤務先の債務整理に忙殺される日々を送りましたが、この間、音楽は精神安定剤としての効能を充分に発揮してくれました。

平成12年9月、不動産を扱う子会社を西新橋に立ち上げ、日本橋から転勤することとなりました。この

転勤が「新橋2 BEAT」と出会うきっかけでした。

間もなく開店50周年を迎えるライブハウスですが、客の弾き語りにマスターが伴奏をつけるスタイルのお店です。このお店での数々の出会いが今日に繋がっています。

現在「マイ・バンド」という名前で6人編成のバンドを組み、アンサンブルを楽しんでいます。レパートリーは、オールディーズ、ベンチャーズ、ビートルズ、イーグルス、リンダ・ロンシュタットの楽曲で20曲を超えました。今後単独ライブができるかも♪

昨年還暦を迎えましたが、いくつになっても気持ちは10代。

さあ、ロックしようぜ!!

(北支部副支部長 雨谷幹彦)

